

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		②	上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【単独・ <b>主管</b> ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人又は個人が、令和3年3月31日までに過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> <li>・旅館業…建物及び附属設備</li> <li>・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> </ul> <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行った上で延長する。</p> <p>○見直し内容</p> <p>①対象業種に「情報サービス業等※」を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※「情報サービス業等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サービス業</li> <li>・有線放送業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> <li>・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行う者に限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業</li> </ul> <p>① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要となる基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務</p> </div> <p>(租税特別措置法施行規則第二十条の十六第七項と同様)</p> <p>②対象設備(対象全業種)に「構築物」を追加し、旅館業の対象設備に「機械及び装置」を追加する。</p> <p>③取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。また、資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。</p>

- ④「新增設以外の取得等」を対象に追加する。  
 ⑤通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を以下のとおり見直す。

〔 割増償却(5年間) 〕  
 償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32/100  
 : 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100  
 ・上記償却方法等の見直しによる必要な経過措置を講じる。

- ⑥適用期間を 10 年延長する。

<その他>

市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては過疎市町村が作成する市町村計画(以下、「市町村過疎計画」という。)に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとする。

○対象業種ごとの見直し内容

1. 製造業・旅館業

(1) 対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等  
 ②資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2) 取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限額以上である場合

資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円以上
取得価額	500 万円	1,000 万円	2,000 万円

2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1) 対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者  
 : 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等  
 ②資本金 5,000 万円超の事業者  
 : 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2) 取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合

<その他>

- (1) 税制特例の適用にあたって、立地目標等の市町村過疎計画への記載を要件化

過疎税制は事業者の投資促進による雇用の創出・確保を図る上で重要な特例措置であり、新たな過疎対策において、官民が一体となって産業振興策に取り組み、その効果を更に高める観点や、国

		<p>庫支出金や地方債等の他の特例措置との相乗効果を高める観点から、税制適用にあたっては市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することを要件とする(記載事項、作成手続きについては、過疎新法(仮称)における市町村過疎計画の記載事項等の見直しと一体的に検討する)。計画の記載事項については経過措置を検討する。</p> <p>(2) 過疎地域から除外することとなる地域における税制特例の適用 過疎新法(仮称)の制定により、過疎地域から外れる地域が生じる可能性がある。このような地域においても一定の期間、本特例措置を適用する。(過疎新法(仮称)における過疎地域の指定要件の見直し、財政措置に対する経過措置の検討と一体的に検討する。)</p> <p>《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度: 旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成 17 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 19 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 21 年度: 適用期限の1年延長</p> <p>平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成 23 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成 31 年度: 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	10 年間(令和3年4月1日～13 年3月 31 日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という</p>

過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。

## (2) 施策の必要性

過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要である。

対象業種については、過疎地域の地域資源を活用する業種として本制度で講じてきた「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」に加え、過疎地域において、若者に魅力ある職場の確保、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興、ポストコロナ時代の新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性の解消などの観点から「情報サービス業等」を追加する必要がある。

適用要件については、現行制度においては取得価額「2,000万円超」の「新增設(雇用の増大をもたらすもの)」で、「建物・付属設備等、機械・装置等」を対象としてきたところであるが、過疎地域の雇用機会の創出・確保方策として課題があり、また事業者や地方公共団体からの要望も踏まえ、以下のとおり見直しが必要である。

第一に、地域資源を生かした内発的な設備投資や情報サービス等の設備投資を促す必要があるが、過疎地域の立地企業は我が国全体と比較しても小規模な企業の割合が高く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、資本金の規模に応じ、取得価額要件を引き下げる必要がある。

第二に、我が国全体が人口減少下にある中、過疎地域の人口流出抑制のためには、企業活動を継続し、雇用の維持を図ることが重要であることから、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加するとともに、雇用の「増大」に寄与することが見込まれる設備投資に限定している現行制度について、雇用の維持に寄与する設備投資についても措置の対象とする。

特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、過疎地域における企業活動の持続に重点をおいた税制見直しを行う一環として、5年間適用可能な割増償却制度への移行を行う必要がある。その際、償却率については、税制特例効果を拡大するため、少なくとも他の条件不利地域振興立法関係の償却率以上である必要がある。(なお、耐用年数40年を上回る場合の建物については、他の条件不利地域振興立法と同等の償却率の場合、税制特例効果が現行の特別償却制度を下回ることに留意が必要)

## (3) 要望の措置の必要性

過疎地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の設備投資を促進し、雇用機会の拡大を図るため、2,000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきた。

この措置については、実際に活用事業者の雇用数増等の成果を上げており、過疎地域における経済活動の実態を鑑みれば、一定の効果があつたと評価できる。

今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績も踏まえつつ、事業者や地方公共団体からの要望にも可能な限り応え、新たな過

疎対策の一環として、過疎地域に立地する事業者の設備投資をさらに拡大することで、地域産業の内発的発展等による地域経済の活性化及び雇用の創出・確保が見込まれ、人口流出の抑制及び人口流入の拡大に資するものと考えられる。

具体的に見込まれる効果については、以下のとおりである。

- ① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限額を2,000万円としているが、今年度過疎対策室において過疎地域に所在する事業者に行ったアンケート調査結果(別紙3)によれば、500万円～2,000万円以下の設備投資を行った事業者(14.3%)が、一定程度存在する。このため、取得価額の下限額を2,000万円から500万円に引き下げることで、500万円～2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。
- ② 中小企業者の投資実績を踏まえ、毎年度一定規模で建物や機械等の新增設以外の取得等に係る設備投資を対象に追加することで、計画的な設備投資を促進する効果及び雇用の維持、確保を図る効果が生じる。
- ③ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」ではポストコロナ時代を見据え、「社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現する。」、「地方創生に向けてSociety5.0を全国で展開し」ていくとされている。情報サービス業等は、Society5.0の実現に向けた技術の活用が最も期待出来る分野であり、過疎地域においても需要が見込まれ、更なる雇用の創出効果が生じる。さらに、情報サービス業等は、特に若者にとって需要があると見込まれる業種であり、また地理的な条件の影響を受けにくいという点からも、情報サービス業等を対象業種とすることにより、一定数の雇用の維持及び確保を図ることが可能となる。
- ④ 償却の方法を特別償却から割増償却に変更することで、複数年に渡り割増して減価償却費用を計上することが可能となるため、事業者のより効率的な資金運用を促進する等の効果が生じる。
- ⑤ 旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を図ることが可能となる。

更に、税制適用の要件として、市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとすることで、より効果的な産業振興策に資する措置となることが期待される。

過疎新法(仮称)において一体的に検討されている過疎市町村の過疎対策の実効性を高めるための計画への目標設定や、フォローアップの仕組み等が導入されれば、分野横断で総合的な過疎対策を講ずることによる人口減少の抑制効果も期待できる。

《政策目的の根拠》

【経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)】

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げー「ウィズコ

「ロナ」の経済戦略

(3) 事業の継続と金融システムの安定維持

倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多角連携型の国づくりへ

② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。その際、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や二地域居住に向けた取組を推進するための工程を明確化する。

また、地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の企業、地方での兼業・副業支援を強化する。地域おこし協力隊等を強化し、若者、民間・専門人材の地方移転、産学金官の地域密着・経済循環型事業を促進する。大企業等から中小企業への経営人材等の移動の促進に取り組む。

【新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～

(令和2年4月17日過疎問題懇談会)】

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

② 新たな過疎対策の目標

「過疎地域の持続的な発展」のために、新たな過疎対策においては、以下の目標を掲げて施策を講じることが重要である。

ア 地域資源を生かした内発的発展

過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」に目が向きがちである。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的発展」を目指していくことが重要である。

過疎地域は、農林産品や工芸品、伝統、歴史、景観、再生可能エネルギーなどの魅力溢れる地域資源を数多く有している。地域の資金を積極的に地域で生かしながら、地域にある優れた資源を磨き上げ、国内外での販路開拓を進め、地域内外との経済・資源の循環を創出し、地域の価値を発展させていくことが重要である。

こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素は人材である。地域おこしや、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に取り組んでいくことが重要である。また、地域住民の主体的な取組となるよう、地域住民との合意形成のプロセスを丁寧に進めていくことが重要である。

一方、過疎地域においては人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的発展を目指すには限界もある。地域おこし協力隊や関係人口の取組などのように、地域外の人材等との交流・連携、交わりの深化、対流により、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付

		<p>加価値を高めていくことが重要である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>○過疎地域自立促進特別措置法</p> <p><b>第1条</b> この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第3条</b> 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇を増大すること。</p> <p><b>第4条</b> 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p><b>第30条</b> 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【令和3年度概算要求における政策体系図】</b></p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興（地域力創造）</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p><b>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</b></p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産</p>

		<p>業の振興を図り、雇用の創出、確保を図ることで、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の増大を目標とする。</p> <p>○測定指標：  (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数  (2)本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値：  (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする。  (2)本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222人以上とする。</p> <p>※(1)について  ・9②政策体系における政策目的の位置づけによる。  過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を▲0.62%以上とする。  過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎地域における税制特例をはじめとする総合的な施策を講じることにより、過疎地域からの転出者の抑制及び転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。  ・平成 20 年度～平成 22 年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数) / 過疎市町村の人口で算出</p> <p>※(2)について  ・本特例措置の政策目的は過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることであり、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の抑制を目標としているが、(1)の測定指標及び目標値のみでは本特例による直接的な効果がわかりにくいことから、補完する指標として(2)新規雇用者数の目標を定めることとする。  ・目標値(222 人)の算出方法については、平成 27 年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数としている。  (平成 27 年度の新規雇用者数:185 人  平成 28 年度:132 人  平成 29 年度:260 人  平成 30 年度:280 人  令和元年度 :253 人)</p> <p>なお、これまでは現行過疎法第 30 条において、「雇用の増大に寄与すると認められるときは、(中略)特別償却を行うことができる。」とされていることから、新規雇用者数のみを測定目標としていた。</p> <p>新たな過疎法の制定に向けた議論では、全国的に人口減少下にある現状を踏まえ、雇用の維持及び確保に重点を置いていることから、測定目標及び目標値について前回評価時点から変更している。</p>
--	--	--

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保により、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合が増大し、ひいては政策目的である人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。																																																																																																																					
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="5">適用件数(件)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>66</td><td>2</td><td>0</td><td>-</td><td>-</td><td>68</td></tr> <tr><td>H29</td><td>73</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>76</td></tr> <tr><td>H30</td><td>70</td><td>2</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>72</td></tr> <tr><td><u>R1</u></td><td>70</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>73</td></tr> <tr><td><u>R2</u></td><td>71</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>74</td></tr> <tr><td><u>R3</u></td><td>111</td><td>5</td><td>-</td><td>5</td><td>21</td><td>142</td></tr> <tr><td><u>R4</u></td><td>222</td><td>10</td><td>-</td><td>10</td><td>42</td><td>284</td></tr> <tr><td><u>R5</u></td><td>333</td><td>15</td><td>-</td><td>15</td><td>63</td><td>426</td></tr> <tr><td><u>R6</u></td><td>444</td><td>20</td><td>-</td><td>20</td><td>84</td><td>568</td></tr> <tr><td><u>R7</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> <tr><td><u>R8</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> <tr><td><u>R9</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> <tr><td><u>R10</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> <tr><td><u>R11</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> <tr><td><u>R12</u></td><td>555</td><td>25</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 平成28～30年度における件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○令和4年度以降について 令和4年度については令和3年度の適用見込(令和3年度継続分)と令和4年度の新規適用見込分(※)を合計したもの。令和5年度から令和7年度についても、同様に過年度継続分に新規適用見込分(※)を合計して算出。令和8年度以降については、令和7年度の数値を据置き。 (※新規適用見込分は令和3年度適用見込分と同数としている。なお、5か年の割増償却を想定しているため、令和8年度以降は令和7年度の数値を据置きしている。) また、推計方法については別紙1参照。</p>	年度	適用件数(件)					合計	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	H28	66	2	0	-	-	68	H29	73	2	-	1	-	76	H30	70	2	-	0	-	72	<u>R1</u>	70	2	-	1	-	73	<u>R2</u>	71	2	-	1	-	74	<u>R3</u>	111	5	-	5	21	142	<u>R4</u>	222	10	-	10	42	284	<u>R5</u>	333	15	-	15	63	426	<u>R6</u>	444	20	-	20	84	568	<u>R7</u>	555	25	-	25	105	710	<u>R8</u>	555	25	-	25	105	710	<u>R9</u>	555	25	-	25	105	710	<u>R10</u>	555	25	-	25	105	710	<u>R11</u>	555	25	-	25	105	710	<u>R12</u>	555	25	-	25	105	710
年度	適用件数(件)					合計																																																																																																																		
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等																																																																																																																			
H28	66	2	0	-	-	68																																																																																																																		
H29	73	2	-	1	-	76																																																																																																																		
H30	70	2	-	0	-	72																																																																																																																		
<u>R1</u>	70	2	-	1	-	73																																																																																																																		
<u>R2</u>	71	2	-	1	-	74																																																																																																																		
<u>R3</u>	111	5	-	5	21	142																																																																																																																		
<u>R4</u>	222	10	-	10	42	284																																																																																																																		
<u>R5</u>	333	15	-	15	63	426																																																																																																																		
<u>R6</u>	444	20	-	20	84	568																																																																																																																		
<u>R7</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		
<u>R8</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		
<u>R9</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		
<u>R10</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		
<u>R11</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		
<u>R12</u>	555	25	-	25	105	710																																																																																																																		

○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて  
 平成 30 年度実績(72 件)は、前回要望時(平成 31 年)における見込み(70 件)を上回っており、想定外に僅少であるとは言えない。  
 ただし、旅館業及び農林水産物等販売業については、それぞれ2件、0件とされ、僅少となっている。

② 適用額

年度	適用額(千円)					合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
H28	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862
<u>R3</u>	640,562	34,021	-	2,811	114,409	791,803
<u>R4</u>	1,121,799	63,880	-	5,264	202,915	1,393,856
<u>R5</u>	1,485,773	90,675	-	7,452	272,354	1,856,253
<u>R6</u>	1,763,441	115,216	-	9,446	327,762	2,215,863
<u>R7</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R8</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R9</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R10</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R11</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R12</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548

※1: 単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない年度がある。

※2: 下線を付した年度は、推計値を記入している。推計方法については別紙1参照。

※3: 令和3年度以降については機械: 耐用年数 10 年、建物: 耐用年数 30 年として算出。

○実績の計上根拠について

適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和2年第 201 回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○本特例措置の適用の偏りについて

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1 3参照)。

また、令和2年度過疎対策室調査によれば、令和元年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は52市町村であり、都道府県で見ると26道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

③ 減収額

(1)現行特例措置

《法人税》

年度	法人税の減収額(千円)					合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
H28	258,615	6,626	0	-	-	265,242
H29	380,894	3,620	-	859	-	385,373
H30	544,745	10,537	-	0	-	555,282
R1	392,930	6,899	-	426	-	400,254
R2	438,438	7,008	-	426	-	445,872
R3	148,610	7,893	-	652	26,543	183,698
R4	260,257	14,820	-	1,221	47,076	323,375
R5	344,699	21,037	-	1,729	63,186	430,651
R6	409,118	26,730	-	2,191	76,041	514,080
R7	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R8	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R9	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R10	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R11	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R12	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度及び令和2年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○法人税の減収額の算出方法

前述の10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成28年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

年度	地方税の影響額(千円)	
	法人住民税	法人事業税
平成28年度	34,677	98,987
平成29年度	49,712	98,747
平成30年度	71,941	132,924
令和元年度	52,110	110,219
令和2年度	57,921	113,963
令和3年度	29,575	40,382
令和4年度	52,063	71,087
令和5年度	69,335	94,669
令和6年度	82,767	113,009
令和7年度	95,343	130,180
令和8年度	95,343	130,180
令和9年度	95,343	130,180
令和10年度	95,343	130,180
令和11年度	95,343	130,180
令和12年度	95,343	130,180

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○実績の計上根拠について

平成28年度～30年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・令和元年度:平成28年度～30年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。
- ・令和3年度以降:前項「適用額」及び上記法人税減収額を基に以下の式にて算出。

【法人住民税】

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

・法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率

・法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率

※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による

		<p>【法人事業税】  減収額＝適用額×法人事業税率  ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p>																	
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="596 412 1270 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">実績</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</td> <td>132</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>253</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成28年～令和元年度の実績は、過疎対策室調査により把握(※)。  2 令和2年度は見込み値。</p> <p>※ 前記9-③に記載したとおり、今回新たな過疎対策ということで測定目標を変更しているところではあるが、当該欄には前回目標の達成状況について記載する。</p> <p>○所期の目標の達成状況  前回要望時(平成31年度)では、令和元年度～2年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を568人と見込んでいたが、令和2年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると549人の見込みとなっている。  前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成29年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の見込み(新規雇用者数252人、適用金額1,270,746千円、適用件数70件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(R1年度見込み:新規雇用者数253人、適用金額1,725,232千円、適用件数73件)と比較すると、適用金額は大きく増加したが、適用件数及び新規雇用者数については、増加はしたものの、適用金額の伸び率と比較すると僅少であり、設備投資金額数と新規雇用者数の増加幅が連動しなかったためと考えられる。</p> <p>○旅館業及び農林水産物等販売業の適用件数が僅少である理由  旅館業及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数(平成28年度における旅館業2件、平成29年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業1件並びに平成30年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業0件)は、10件未満と僅少になっている。  その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。</p>	年度	実績				目標値	H28	H29	H30	R1	R2	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260	280	253	296
年度	実績				目標値														
	H28	H29	H30	R1	R2														
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260	280	253	296														

		<p>また、農林水産物等販売業については、具体的には農・畜産物や水産物の卸売業、食料や飲料の卸売業などであり、一定の需要は見込まれるが、取得価額 2,000 万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。</p> <p>なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査(全 234 事業者)によれば、現行制度において設備の更新が対象になっていないことが活用率の低下を招いているとされる意見が全体の7割近く(157 事業者)あり、また取得価額の下限額の引き下げを求める意見も全体の5割強(126 事業者)あったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、設備投資が促進され、新規雇用の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。</p> <p>○適用件数が僅少となる業種があっても特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由</p> <p>これまでの特例措置である特別償却制度は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に、年間 70 件程度の安定的な適用実績があったところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の雇用を増やすことが地域全体の雇用の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局)、このような基盤作業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の確保に繋がると考えられる。</p> <p>過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に現行特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されたとされる。</p> <p>さらに、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却できるようにしてほしい、取得価額の下限額を引き下げてほしい等といった意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用の創出、また雇用の維持に資するものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>なお、旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に全国的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域と地域外との交流促進が期待され、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。要望のとおり現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを</p>
--	--	--

通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を行い、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会減の抑制へとつながるものと予想される。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成 28 年度経済センサス活動調査によると、過疎地域に立地する事業所は、資本金規模が 1,000 万円未満の事業所が約半数を占めており、必要な設備投資を適時適切に行える財務的余裕があるケースは多くないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。

これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

一方、アンケート結果等から、過疎地域に立地する事業者のうち約 5% 以上にすぎない資本金規模 5,000 万円を超える事業者が本特例を適用している実態が窺われるところであり、過疎地域の中小事業者に対する設備投資を促進する効果が不十分であるため、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られると考えられる。

なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却可能な制度への見直しや、取得価額の下限額の引き下げを求める意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られるものと考えられる。

○過去の効果による本特例措置の直接的な効果

地域の雇用・産業創造チャート(総務省統計局)によれば、地域全体の労働者数は、基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の労働者数に比例することから、基盤産業の労働者数の維持が人口維持の鍵とされている。

過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所(64.2%。この傾向は、過年度においても同様。)であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されている。この点、前出のチャートの考え方によれば、基盤産業の従業者数の 6.5 倍が地域全体の従業者数であるとされているところ、本特例措置により、基盤産業において 170 人の雇用が創出されたことに伴い、その結果、全国の過疎地域では、1,100 人余りの雇用が波及的に創出されたと考えることができる。また、非基盤産業においても雇用が創出(83 人)されており、基盤産業ほどではないにしても、これに伴う波及的な雇用創出効果も考えられる。

こうした点を踏まえれば、本特例措置は、過疎地域の雇用の増大

			<p>に寄与しているものとする。</p> <p>※ 達成目標に対する将来の効果について  過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が拡充も延長もされない場合、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p> <p>なお、達成目標(1)の社会増減数については、本特例措置のみではなく他の過疎対策施策と併せて達成していくべき目標であり、本特例措置の効果と他の施策による効果とを切り離して考えることが難しく、本特例措置による効果を事前に予測することは困難であることから、今後事業者アンケートや税制適用実態調査などといった、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、現行特例措置との比較した分析等を行うこととした。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H30 年8月【H30 総務 01】

## 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

要望書における「要望の措置の適用見込み」、「要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)」及び「租税特別措置の適用実績」欄については、以下の実績及び推計値に基づき、それぞれ計上している。

## 1. 適用実績

## 【① 適用額（特別償却限度額）】

年度	適用額(千円)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	1,105,191	28,317	0	—	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	—	3,670	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	—	0	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	—	1,835	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	—	1,835	1,921,862

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

※3：平成28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

## &lt;実績値（平成28～30年度）&gt;

## (1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

## (2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

## (3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

## &lt;推計値の算出方法&gt;

## (1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ）。
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

## (2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同

- じ。)
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均

## 【② 減収額】

年度	減収額（千円）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	258,615	6,626	0	—	265,242
H29	380,894	3,620	—	859	385,373
H30	544,745	10,537	—	0	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	—	426	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	—	426	445,872

- ※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。
- ※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

### <実績値及び推計値の算出方法>

前掲【①適用額（特別償却限度額）】に、基本税率（平成28年度～29年度：23.4%、平成30年度～令和2年度：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

## 【③ 適用件数】

年度	適用件数（件）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	66	2	0	—	68
H29	73	2	—	1	76
H30	70	2	—	0	72
<u>R1</u>	70	2	—	1	73
<u>R2</u>	71	2	—	1	74

- ※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。
- ※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用件数については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

<実績値（平成 28～30 年度）>

(1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

(2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

(3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

(1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成 28 年度～30 年度の 3 年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

(2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成 29 年度～30 年度の 2 年平均（小数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

## 2. 適用見込

### 【① 適用額（割増償却限度額）】

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の適用額については、下記の方法にて求める。

- (i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことのある事業者の投資実績を元に投資金額を算出

(投資金額)  2,000 万円以上 ※2	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額 (推計)  新增設：更新 65%：35%※1
500 万円	③取得価額 500 万円～2,000 万円の投資金額 (推計)	④取得価額 500 万円～2,000 万円かつ新規及び増設以外の取得等に係る投資金額 (推計)  新增設：更新 65%：35%※1

- (i) ①については、過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した投資実績となっている。(i) ②、③については①を元に推計しており、④については③を元に推計している。

※1：日本政策金融公庫調査から

※2：過疎対策室の実施した税制適用実績調査では、地方税の減収補填措置を適用し、かつ特別償却を適用した事業者を対象にしていることから、投資金額は 2,700 万円以上のものしか把握できていない。しかしながら、過疎対策室実施の調査と、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の結果を比較すると、平成 30 年実績以外については件数及び投資実績に大きな差がないことから、2,000 万円～2,700 万円の投資を行った事業者は僅少であり、当該投資実績について検討せずとも、結果に大きく影響しない。

- (ii) 過去に一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがない事業者の投資金額を推計

過疎対策室調査において把握できない投資実績については、経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」、中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報/平成 30 年度決算実績）」等の調査結果から推計

- (iii) 資本金 5,000 万円以上かつ新增設以外の取得等に係る投資金額を推計

- (i) ①を元に推計

以上から、(i) (①+②+③+④) + (ii) - (iii) にて算出した投資金額を元に、  
適用額（割増償却限度額）を求める。  
詳細の計算方法については下記のとおり。  
※単位はいずれも千円

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの  
ある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）による  
投資金額

平成28年から令和元年度実績（合計）

投資金額	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計※)	建物等	機械等	建物等
H28	10,584,395	2,654,808	47,485	212,892		
H29	13,822,917	2,270,027	21,437	96,108	0	0
H30	7,576,667	2,304,838	553,260	2,480,465	49,500	0
R1	13,672,231	3,602,165	574,955	2,577,731	3,996	239,842
平均	11,414,053	2,707,960	299,284	1,341,799	17,832	79,947

※：旅館業の機械等については実績がないため、農林水産物等販売業の平成28年から  
令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率（17,832/79,947≒22.3%）を各  
年度の旅館業の建物等の投資金額に乗じて推計している。

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 ①× 0.54※1 ×0.1※2

※1：日本政策金融公庫・総合研究所「第120回中小製造業設備投資動向調査結果」  
より、新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は  
65%：35%であることから、35/65≒0.54 を乗じる。

※2：①においてすでに新增設の取得について特別償却を適用し、さらに更新を目的  
とした取得についても特別償却可能な企業の割合を1割程度であると見込み、  
0.1 を乗じる（以下③、④についても同様）。

製造業・機械等

$$11,414,053 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{616,359}$$

製造業・建物等

$$2,707,960 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{146,230}$$

旅館業・機械等

$$299,284 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{16,161}$$

旅館業・建物等

$$1,341,799 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{72,457}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$17,832 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{963}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$79,947 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{4,317}$$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

①の算出において用いた税制適用実績調査は、地方税の減収補填措置の要件である 2,700 万円以上の投資を行い、かつ特別償却制度を適用した際の投資金額等のみしか集計出来ていないため、500 万円から 2,700 万円の投資金額について推計する。

★計算式

$$\{(1,600 \text{ 万円} \times 1) \div (1 \text{ 件あたりの平均投資金額} \times 2)\} \times ① \times 0.1$$

※1：1 件あたりの投資金額を 500 万円から 2,700 万円の中央値である 1,600 万円と仮定。

※2：過疎地域における事業用設備等に係る特別償却適用 1 件あたりの平均投資額については、①を平成 28～令和元年度の平均投資件数で割って算出。なお、平均投資件数については下記のとおり（過疎室における税制適用実績調査より）。

適用 件数	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計)	建物等	機械等	建物等
H28	68	20	0.45	2		
H29	63	13	0.89	4	0	0
H30	64	16	1.12	5	1	0
R1	56	18	0.45	2	1	2
平均	63	16.75	1	3	1	0.67

製造業・機械等

$$\{16,000 \div (11,414,053 \div 63)\} \times 11,414,053 \times 0.1 = \underline{100,800}$$

製造業・建物等

$$\{16,000 \div (2,707,960 \div 16.75)\} \times 2,707,960 \times 0.1 = \underline{26,800}$$

旅館業・機械等

$$\{16,000 \div (299,284 \div 1)\} \times 299,284 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

旅館業・建物等

$$\{16,000 \div (1,341,799 \div 3)\} \times 1,341,799 \times 0.1 = \underline{4,800}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$\{16,000 \div (17,832 \div 1)\} \times 17,832 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$\{16,000 \div (79,947 \div 0.67)\} \times 79,947 \times 0.1 = \underline{1,072}$$

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

③で算出した金額を元に、②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を乗じて算出。

★計算式 ③×0.54×0.1

製造業・機械等

$$100,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{5,443}$$

製造業・建物等

$$26,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{1,447}$$

旅館業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

旅館業・建物等

$$4,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{259}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$1,072 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{58}$$

(ii) 投資金額が500万円から2,700万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成30年度決算実績）」から、製造業における「建物・構築物・建物附属設備」と「機械装置」の合計の設備投資額について、資本金1,000万円以下の事業者の投資額が2,000万円未満（2,093万円）となることから、資本金1,000万円以下の事業者の投資実績を算出する。

★計算式

(資本金 1,000 万円以下の製造業の投資実績※1)  
 × (500 万円～2,700 万円の投資実績の割合※2)  
 × { (資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※3)  
 / (資本金 1,000 万円以下の全国立地企業数※4) }  
 × (小規模事業者の投資割合※5)  
 × (現行特別償却の活用割合※6)

※1: 中小企業庁「中小企業実体基本調査(令和元年確報/平成 30 年度決算実績)」より

※2: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」から、製造業の 500 万円～1,000 万円の投資実績 10.9%に、1,000 万円～5,000 万円の 23.3%の 1/2(1,000～5,000 の中央値は 2,700 と比較的近い数値である 3,000 であることから 1/2 とする) の 11.65%を合計した割合を用いた。

※3, 4: 経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※5: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」より

※6: 過疎室実施の事業者アンケートより、全投資事業者のうち過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用した事業者の割合。過疎室実施の事業者アンケート結果から、  
 2,700 万円超投資実績: 500～2,700 万円投資実績=93:36 であることから、  
 $36/93 \approx 0.39$  をかけた。

※7: 旅館業及び農林水産物等販売業については、さらに製造業と比較した場合の比率 ((i) ①) を用いて算出) を乗じて算出している。

製造業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{373,376}$$

製造業・建物等

$$233,522,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{119,832}$$

旅館業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.026 = \underline{9,708}$$

旅館業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.496 = \underline{59,437}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.002 = \underline{747}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.03 = \underline{3,595}$$

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について（推計）

製造業及び旅館業において、資本金 5,000 万円以上の事業者については、新增設に係る取得に限り税制適用が可能とすることから、更新に係る投資については差し引く必要がある。

(i) ②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を用いて算出。

★計算式

$$(i) \times (\text{資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数} / \text{全体の事業者数} \times 0.54)$$

※：過疎室で行った税制適用実績調査から、資本金規模が判明した製造業 38 事業者のうち、  
資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数：全体の事業者数＝18：38  
であることから、18/38 をかけた。

製造業・機械等	$12,136,655 \times 18/38 \times 0.54 =$	<u>3,080,283</u>
製造業・建物等	$2,882,437 \times 18/38 \times 0.54 =$	<u>731,562</u>
旅館業・機械等	$317,132 \times 18/38 \times 0.54 =$	<u>80,488</u>
旅館業・建物等	$1,419,315 \times 18/38 \times 0.54 =$	<u>360,222</u>

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

製造業・機械等	$12,136,655 + 373,376 - 3,080,283 =$	<u>9,429,748</u>
製造業・建物等	$2,882,437 + 119,832 - 731,562 =$	<u>2,270,706</u>
旅館業・機械等	$317,132 + 9,708 - 80,488 =$	<u>246,352</u>
旅館業・建物等	$1,419,315 + 59,437 - 360,222 =$	<u>1,118,530</u>
農林水産物等販売業・機械等	$20,481 + 747 =$	<u>21,228</u>
農林水産物等販売業・建物等	$85,394 + 3,595 =$	<u>88,989</u>

(3) 情報サービス業等の投資額合計について（推計）

現行の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象業種となっていないことから、半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の適用実績から推計。

★計算式

（平成 30 年度における半島実績※1）

× {（全過疎市町村）

／（平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2） }

※1, 2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

情報サービス業等・機械等  $362,179 \times 817 / 193 = 1,533,162$

情報サービス業等・建物等  $235,758 \times 817 / 193 = 998,001$

(4) 償却額（割増償却限度額）について

※機械等：耐用年数 10 年、建物等：耐用年数 30 年 とする

★計算式

機械等：期首の未償却残高 × 償却率（0.2） × 32/100

建物等：取得価額 × 償却率（0.034） × 48/100

計算すると以下のとおり。（※（）内の数値は期首の未償却残高）

	製造業		旅館業		農林水産物等販売業		情報サービス業等	
	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等
1年目	603,504 (9,429,748)	37,058 (2,270,706)	15,767 (246,352)	18,254 (1,118,530)	1,359 (21,228)	1,452 (88,989)	98,122 (1,533,162)	16,287 (998,001)
2年目	444,179 (6,940,295)	37,058 (2,156,444)	11,604 (181,315)	18,254 (1,062,246)	1,000 (15,624)	1,452 (84,511)	72,218 (1,128,407)	16,287 (947,782)
3年目	326,916 (5,108,057)	37,058 (2,042,182)	8,541 (133,448)	18,254 (1,005,961)	736 (11,499)	1,452 (80,033)	53,152 (830,508)	16,287 (897,562)
4年目	240,610 (3,759,530)	37,058 (1,927,920)	6,286 (98,218)	18,254 (949,677)	542 (8,463)	1,452 (75,555)	39,120 (611,254)	16,287 (847,343)
5年目	221,361 (2,767,014)	37,058 (1,813,658)	5,783 (72,288)	18,254 (893,392)	498 (6,229)	1,452 (71,077)	35,991 (449,883)	16,287 (797,123)

以上を業種ごとにまとめると下記の表のとおり。

年度	適用額（千円）				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	640,562	34,021	2,811	114,409	791,803
令和4年度	1,121,799	63,880	5,264	202,915	1,393,856
令和5年度	1,485,773	90,675	7,452	272,354	1,856,253
令和6年度	1,763,441	115,216	9,446	327,762	2,215,863
令和7年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和8年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和9年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和10年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和11年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和12年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

## 【② 減収見込額】

年度	減収見込額（千円）				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	148,610	7,893	652	26,543	183,698
令和4年度	260,257	14,820	1,221	47,076	323,375
令和5年度	344,699	21,037	1,729	63,186	430,651
令和6年度	409,118	26,730	2,191	76,041	514,080
令和7年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和8年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和9年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和10年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和11年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和12年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

＜推計値の算出方法＞

前掲【①適用見込額（割増償却限度額）】に、基本税率（23.2%（見込））を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用見込件数】

※1：考え方は【①適用見込額】と同様

※2：計算の過程で1以下になるものについては、1件として計算している。

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことがある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却適用実績件数

	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
H28	69	4	
H29	67	2	0
H30	69	5	1
R1	63	2	2
平均	67	3	1

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.54$

製造業  $67 \times 0.54 = 36$

旅館業  $3 \times 0.54 = 2$

農林水産物等販売業  $1 \times 0.54 = 1$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.39※$

製造業  $67 \times 0.39 = 26$

旅館業  $3 \times 0.39 = 1$

農林水産物等販売業  $1 \times 0.39 = 1$

※：過疎室実施の事業者アンケート結果から、  
2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績＝93：36 であることから、  
 $36/93 \div 0.39$  をかけた。

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{③} \times 0.54$

製造業	$26 \times 0.54 = 14$
旅館業	$1 \times 0.54 = 1$
農林水産物等販売業	$1 \times 0.54 = 1$

(ii) 投資金額が 500 万円から 2,700 万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

★計算式

（資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※）  
 $\times$ （500 万円～2,700 万円の投資実績の割合）  
 $\times$ （小規模事業者の投資割合） $\times$ （現行特別償却の活用割合）

製造業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 = 57$
旅館業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.049 = 3$
農林水産物等販売業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.015 = 1$

※：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資実績をもつ事業者について（推計）

★計算式

（資本金規模 5,000 万円以上の過疎地域に立地する企業数※1）  
 $\times$  {（資本金 5,000 万円以上の設備投資を行った事業者数  
 $\div$ （資本金 5,000 万円以上の全事業者※2）}  $\times 0.54 \times$ （現行特別償却の活用割合）

※1：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※2：中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成 30 年度決算実績）」より

製造業	$1,183 \times 8,618 / 11,033 \times 0.54 \times 0.18 = 90$
旅館業	$308 \times 110 / 720 \times 0.54 \times 0.18 = 5$

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

$$\text{製造業} \quad 143 + 57 - 90 = 111$$

$$\text{旅館業} \quad 7 + 3 - 5 = 5$$

$$\text{農林水産物等販売業} \quad 4 + 1 = 5$$

(3) 情報サービス業等の適用見込件数について

★計算式

(平成30年度における半島実績※1)

× { (全過疎市町村)

／ (平成30年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2) }

$$\text{情報サービス業等} \quad 5 \times 817 / 193 = 21$$

※1, 2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

(4) 適用見込件数

年度	適用件数				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	111	5	5	21	142
令和4年度	222	10	10	42	284
令和5年度	333	15	15	63	426
令和6年度	444	20	20	84	568
令和7年度	555	25	25	105	710
令和8年度	555	25	25	105	710
令和9年度	555	25	25	105	710
令和10年度	555	25	25	105	710
令和11年度	555	25	25	105	710
令和12年度	555	25	25	105	710

### 3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）に基づく本特例の適用状況

#### 過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位：千円)

業種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	2	18,090	1	3,670	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	1,549	2	58,193	4	51,870
製造業	56	1,020,191	60	1,474,365	56	2,166,034
食料品製造業	7	75,073	10	279,141	11	139,994
繊維工業	2	45,584	1	549	2	14,062
木材、木製品製造業	0	0	1	4,346	1	24,525
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	1	9,407	0	0	0	0
化学工業	3	34,758	2	26,872	3	52,407
石油製品製造業	0	0	1	11,272	1	8,803
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	1	647	4	12,007	3	40,628
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	85,476	2	39,447	1	26,000
鉄鋼業	1	69,883	4	50,593	1	29,396
非鉄金属製造業	2	61,608	1	58,695	2	57,118
金属製品製造業	13	132,872	9	162,763	9	53,381
機械製造業	8	208,938	6	381,700	9	46,097
産業用電気機械器具製造業	2	91,845	3	99,880	3	139,525
民生用電気機械器具電球製造業	1	5,035	2	14,180	2	1,386,663
通信機械器具製造業	3	16,945	3	42,565	1	1,992
輸送用機械器具製造業	6	84,820	9	282,605	6	126,312
理化学機械器具等製造業	1	4,115	0	0	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	93,178	2	7,740	1	19,122
卸売業	3	50,881	6	57,279	5	78,696
小売業	0	0	0	0	3	49,833
料理飲食旅館業	2	28,317	2	15,470	2	45,417
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	2	2,276	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1,820	4	20,112	2	1,603
その他	1	10,384	1	17,803	0	0
合計	68	1,133,508	76	1,646,892	72	2,393,453

※ 要望書の集計では、「農林水産業」に計上されているものを「農林水産物等販売業」に、また「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」にそれぞれ計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

過疎法第30条に係る事業用設備等に係る特別償却実績(法人税)(過疎対策室調査により把握)

平成28年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	コールセンター	旅館業		
北海道	3	0	0	3	4.3%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	1	0	0	1	1.4%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	4	0	0	4	5.8%
福島県	3	0	0	3	4.3%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.9%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.4%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	-	-	-	-	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	0	0	0	0	0.0%
福井県	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	1	0	1	2	2.9%
岐阜県	3	0	0	3	4.3%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	2	0	0	2	2.9%
三重県	1	0	0	1	1.4%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.4%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	1	2	2.9%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	9	0	0	9	13.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	7	0	0	7	10.1%
愛媛県	2	0	0	2	2.9%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	0	0	0	0	0.0%
佐賀県	3	0	0	3	4.3%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	6	0	0	6	8.7%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H28.5.1～H29.4.30の期間の集計

平成29年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	7	0	2	9	13.0%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	2	0	0	2	2.9%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	2	0	0	2	2.9%
福島県	2	0	0	2	2.9%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.4%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	3	0	0	3	4.3%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	5	0	0	5	7.2%
福井県	1	0	0	1	1.4%
山梨県	1	0	0	1	1.4%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	2	0	0	2	2.9%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	1	1.4%
奈良県	2	0	0	2	2.9%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	5	0	0	5	7.2%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.4%
香川県	9	0	0	9	13.0%
愛媛県	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	2	0	0	2	2.9%
佐賀県	2	0	0	2	2.9%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	2	0	0	2	2.9%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H29.5.1～H30.5.30の期間の集計

平成30年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	5	0	0	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	3	0	0	3	4.0%
秋田県	3	0	0	3	4.0%
山形県	3	0	0	3	4.0%
福島県	3	0	0	3	4.0%
茨城県	1	0	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.3%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.3%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	6	0	0	6	8.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	2	0	1	3	4.0%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	1	0	0	1	1.3%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	3	0	0	3	4.0%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	0	0	0	0	0.0%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	1	1	1.3%
鳥取県	1	0	0	1	1.3%
島根県	2	1	0	3	4.0%
岡山県	6	0	1	7	9.3%
広島県	9	0	0	9	12.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.3%
香川県	4	0	0	4	5.3%
愛媛県	0	0	1	1	1.3%
高知県	2	0	0	2	2.7%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	0	0	0	0	0.0%
長崎県	2	0	1	3	4.0%
熊本県	1	0	0	1	1.3%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0	1	1.3%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	69	1	5	75	100.0%

※H30.6.1～H31.4.30の期間の集計

令和元年

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	4	0	1	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	1	0	0	1	1.3%
秋田県	1	0	0	1	1.3%
山形県	6	0	0	6	8.0%
福島県	1	0	0	1	1.3%
茨城県	0	1	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.7%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	5	0	0	5	6.7%
富山県	2	0	0	2	2.7%
石川県	1	0	0	1	1.3%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	0	0	1	1	1.3%
岐阜県	2	0	0	2	2.7%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.3%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	3	1	0	4	5.3%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	3	0	0	3	4.0%
島根県	3	0	0	3	4.0%
岡山県	5	0	0	5	6.7%
広島県	6	0	0	6	8.0%
山口県	2	0	0	2	2.7%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	1	0	0	1	1.3%
愛媛県	2	0	0	2	2.7%
高知県	0	0	0	0	0.0%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	2	0	0	2	2.7%
長崎県	2	0	0	2	2.7%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	63	2	2	67	100.0%

※R1.5.1～R2.4.30の期間の集計

- 神奈川県は平成29年4月1日から、真鶴町が過疎地域に指定された。
- 平成29年度の税制改正で、コールセンターを対象事業から除外し、農林水産物等販売業を対象事業に追加した。
- 平成29年度実績においては、豪雨災害の対応のために回答できない8自治体を調査から除外している。(調査対象外:岐阜県(関市)、広島県(呉市等の6市)、愛媛県(大洲市))

# (参考) 事業者アンケート調査の結果

## (過疎地域における事業用設備等に係る 特別償却に関するアンケート)

令和2年9月

総務省自治行政局過疎対策室

### 過疎地域における事業者アンケートの結果

#### 調査概要

- ・調査名 : 「過疎地域の税制特例制度に関するアンケート調査」
- ・調査主体 : 総務省自治行政局過疎対策室
- ・実施時期 : 令和2年5月27日(火)～6月12日(金)
- ・調査対象 : 過疎法に定める「過疎地域」に事業所を有する事業者  
(過去の過疎室調査で把握している799事業者※)
- ・調査方法 : 事業者に対し郵送で調査票を送付  
郵送、FAX、メールにより事業者から回答を回収
- ・回答数 : 249社
- ・回答率 : 31.2%

# 過疎地域における事業者アンケートの結果（回答事業者の業種）

【問1】 貴事業所の業種について、当てはまるものを選択してください。

【回答】 延べ270事業者※が回答

※一部事業者が複数の業種を選択

## ●製造業

食料品・飲料	:50事業者
木材・木製品・家具・パルプ	:17事業者
繊維興業	:8事業者
化学工業	:7事業者
石油・プラスチック・ゴム製品	:13事業者
印刷	:1事業者
鉄鋼業	:13事業者
窯業・土木製品	:9事業者
非鉄・金属製品	:37事業者
機械器具	:32事業者
電子・電機・通信	:16事業者
輸送機械	:17事業者
その他(医療機器等)	:37事業者

## ●旅館業

ホテル	:5事業者
旅館	:2事業者
民宿	:0事業者
その他	:1事業者

## ●農林水産物等販売業

農林水産物直売所	:3事業者
道の駅	:0事業者
農家レストラン	:0事業者
観光農園	:1事業者
その他(林業)	:1事業者

2

# 過疎地域における事業者アンケートの結果（従業員数）

【問2】 貴事業所の従業者数(非常勤職員含む)について、当てはまるものを選択してください。

【回答】249事業者が回答(括弧内は回答のあった全249事業者に対する割合(以下同じ))

①1～10人 : 32事業所(12.9%)

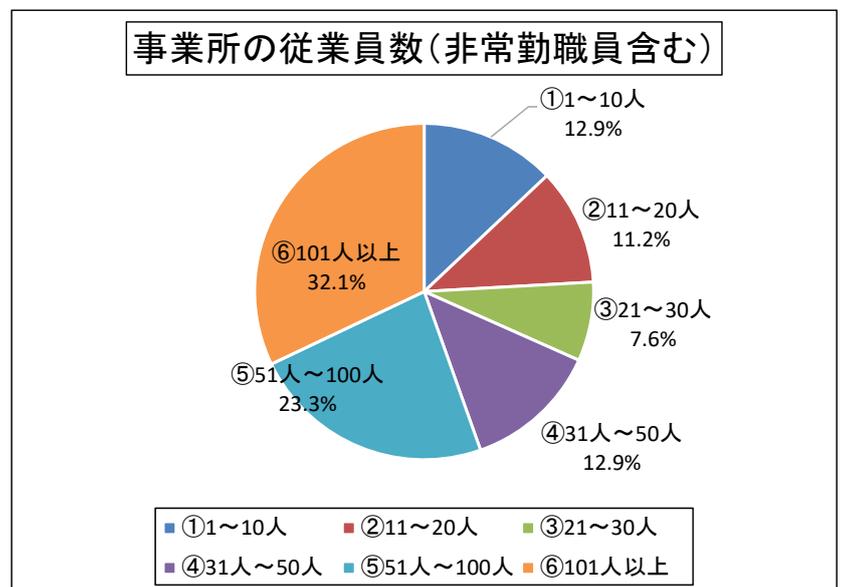
②11～20人 : 28事業所(11.2%)

③21～30人 : 19事業所( 7.6%)

④31～50人 : 32事業所(12.9%)

⑤51～100人 : 58事業所(23.3%)

⑥101人以上 : 80事業所(32.1%)



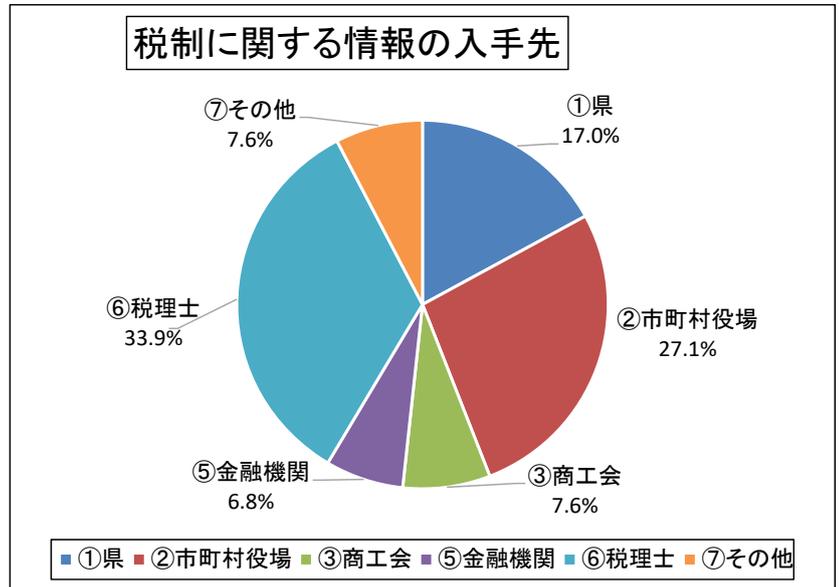
3

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（情報の入手先）

【問3】 貴事業所が税制に関する情報を入手する場合、主にどのような機関から情報提供を受けることが多いですか。当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【回答】延べ458事業者が回答

- ①県 : 78事業所(17.0%)
- ②市町村役場 : 124事業所(27.0%)
- ③商工会 : 35事業所(7.6%)
- ④JA : 0事業所(0%)
- ⑤金融機関 : 31事業所(6.8%)
- ⑥税理士 : 155事業所(33.8%)
- ⑦その他 : 35事業所(7.6%)  
(HP、税務専門誌等)



4

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却の認知度）

【問4】 過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える事業用設備を新增設して事業の用に供した場合、1年間の特別償却が可能となる措置（「特定地域（過疎地域）における工業用機械等の特別償却（租税特別措置法第45条1項の表第1号・第68条の27第1項）」、以下「過疎地域における事業用設備等の特別償却」という。）を設けております。

この税の優遇措置についてご存じですか。当てはまるものを選択してください。

【回答】241事業者が回答

- ①知っていた : 176事業所(73.0%)
- ②知らなかった : 65事業所(27.0%)

5

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】 次の期間において、貴事業所が、機械、装置、建物又は附属設備を新增設したときの投資金額を教えてください。（土地の取得や、それに付随する権利関係の取得は除きます。）

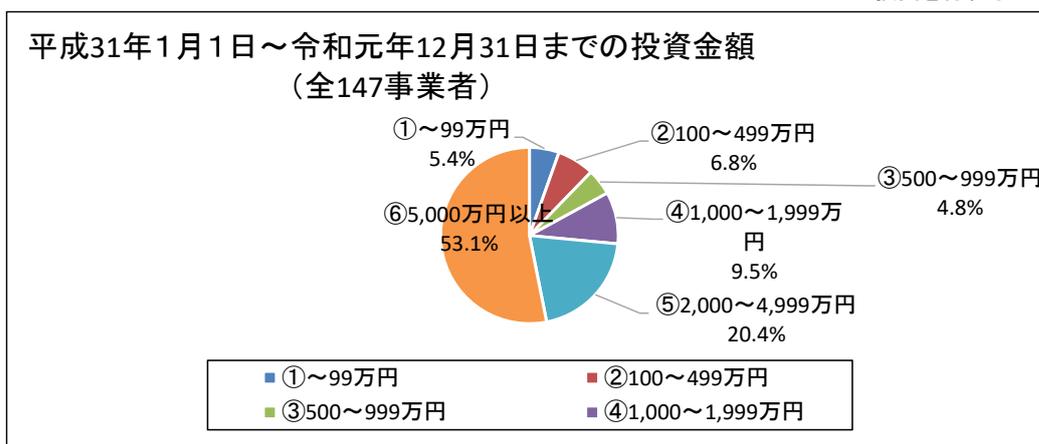
また、その際の過疎地域における事業用設備等の特別償却の活用の有無についても、該当するものを選択し、「①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」を選択した場合は、当該新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を教えてください。

【回答】 <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで> ※回答数 148事業者

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(18.2%)  
⇒当該新增設に伴い増加した雇用者数(124人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:※121事業者(81.8%)

※:投資を行わなかった事業者は除く(以下同じ)



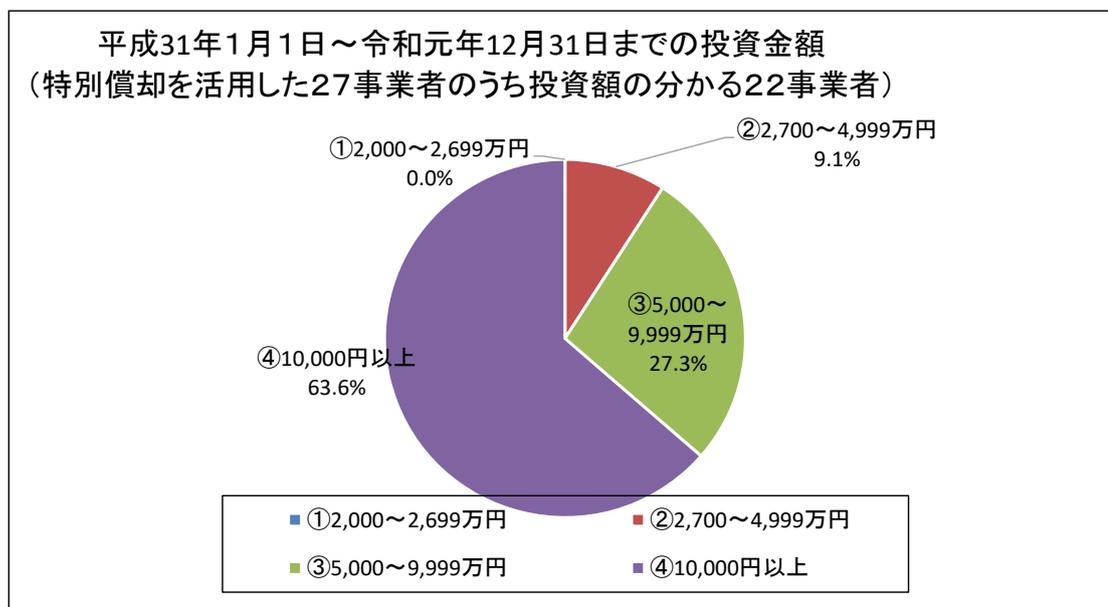
6

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、投資額に分かる22事業者の投資金額



7

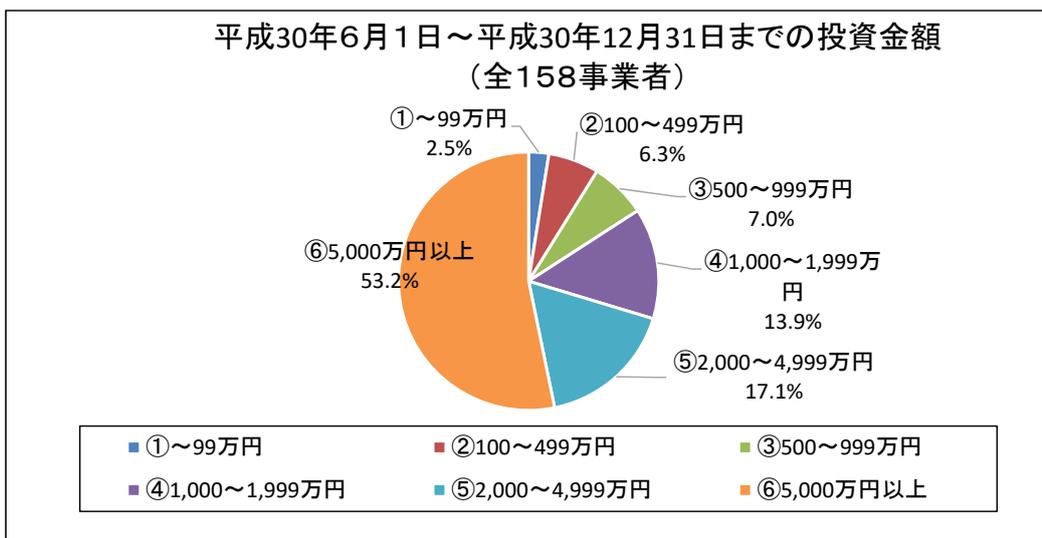
## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで> ※回答数 158事業者

【回答】

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(17.1%)  
⇒当該新增設に伴い増加した雇用者数(103人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:131事業者(82.9%)



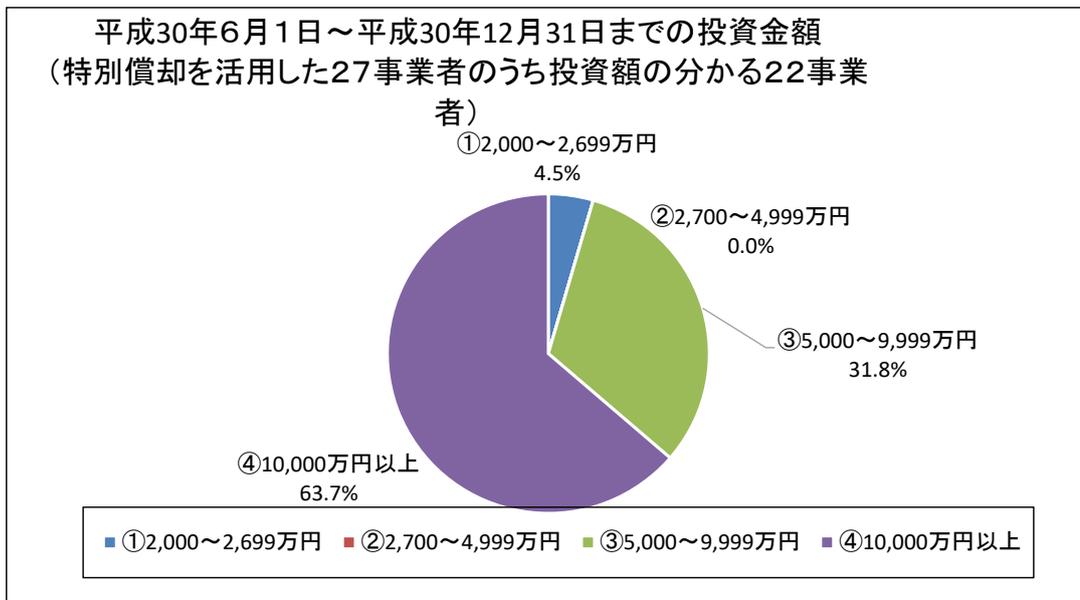
8

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、  
投資額の分かる22事業者の投資金額



9

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（雇用効果への影響）

【問6】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」とお答えいただいた事業所様(いずれかの年に1つでも該当がある場合)に伺います。

本特例措置は、貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられますか。当てはまるものを選択してください。

また、「①影響があった」を選択した場合、具体的にどのような影響があったかを教えてください。

【回答】42事業者が回答(全59事業者) ※回答率71.2%

- ①影響があった:16事業者(38.1%)  
(具体的な影響:雇用増加に寄与した、積極的に投資できた 等)
- ②あまり影響はなかった:23事業者(54.8%)
- ③全く影響はなかった:3事業者(7.1%)

10

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（「特別償却」のメリット）

【問7】 「過疎地域における事業用設備等の特別償却」を適用すると、機械及び装置、建物及び附属設備について、取得価額の10/100(建物及び附属設備の場合は6/100)を特別償却できるようになり、減価償却初年度のキャッシュに余裕が生まれる効果があります。設備投資初年度にキャッシュに余裕が生まれることによって、経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】146事業者が回答

- ・資金繰が楽になる、資金を効率よく運用することができる。
- ・新たな投資へ資金がまわせる、他の設備投資の検討が可能。
- ・余剰キャッシュを運転資金に充てることで、経営の安定化を図ることが可能となる。
- ・安定した雇用が可能となる。

等

11

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（適用しなかった理由）

【問8】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった」とお答えいただいた事業所様に伺います。本特例措置を適用しなかった理由として何が挙げられますか。当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【回答】延べ207事業者が回答

- ①他の特例制度を活用した:53事業者(25.6%)  
(制度の具体名:中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、課税免除 等)
- ②設備投資初年度は赤字決算であった:32事業者(15.5%)
- ③特別償却制度を活用できる下限の取得価格(2,000万円)を超えなかった:45事業者(21.7%)
- ④本特例制度について知らなかった:34事業者(16.4%)
- ⑤その他:43事業者(20.8%)  
(メリットを感じないため、事務処理が煩雑、設備投資の大半が更新であったため。)

12

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却準備金制度）

【問9】 特別償却は、資産取得年度の節税にはつながるものの、利益の減少や赤字決算に陥る可能性があります。その弊害を回避する会計処理方法として、「特別償却準備金制度」(※)が設けられていますが、そのことを知っていますか。

(※特別償却準備金制度)

特別償却準備金を積み立てることで損益計算書では費用に計上せず、所得を減らす申告調整を行うことで、当期利益への影響を除きつつ、税の繰り延べ効果を得ることができる制度。

【回答】236事業者が回答

- ①知っていた : 104事業所(44.1%)
- ②知らなかった : 132事業所(55.9%)

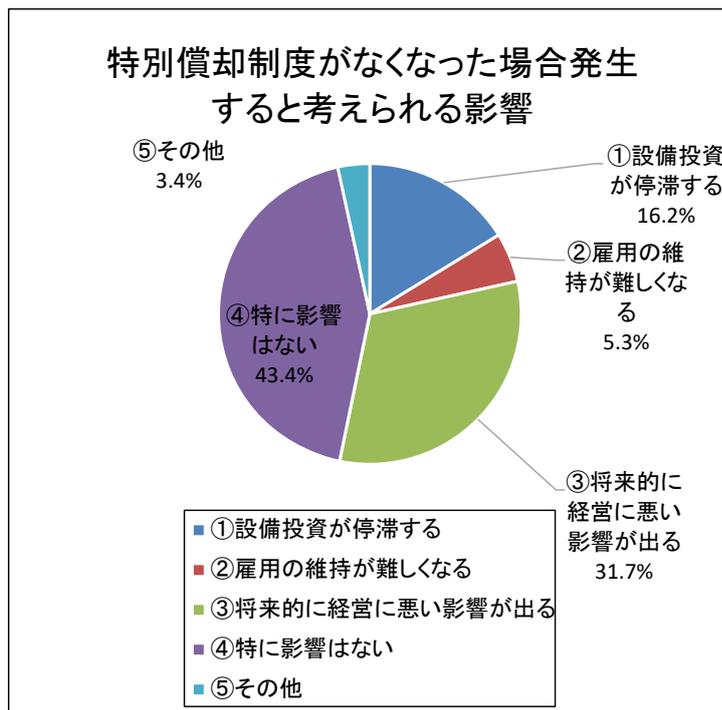
13

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（制度廃止の影響）

【問10】「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度がなくなった場合、貴事業所の経営にどのような影響が出ると考えられますか（複数回答可）。当てはまるものを選択してください。

【回答】延べ265事業者が回答

- ①設備投資が停滞する：43事業所（16.2%）
- ②雇用の維持が難しくなる 14事業所（5.3%）
- ③現状では大きな変化はないが、将来的に経営に悪い影響が出る 84事業所（31.7%）
- ④特に影響はない：115事業所（43.4%）
- ⑤その他：9事業所（3.4%）  
（積極的な投資を躊躇してしまう等）



14

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（現行下限額の影響）

【問11】現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、業種や資本金の額にかかわらず取得価額の合計が「2,000万円」を超える事業用設備等が対象となっていますが、当該下限額が活用の支障になっていると考えられますか。（「取得価額」の下限額が引き下げられた場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

- ①はい：126事業所(53.8%)
- ②いいえ：108事業所(46.2%)

15

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（「更新」の対象追加）

【問12】 現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、事業用設備の「新設」または「増設」のみとなっており、「更新」は対象となっていません。当該対象範囲が活用の支障になっていると考えられますか。（「更新」が対象となった場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

①はい : 157事業所(67.1%)

②いいえ : 77事業所(32.9%)

16

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（「割増償却」のメリット）

【問13】「割増償却」については、現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」と同様、減価償却の上乗せによりキャッシュに余裕が生まれる効果がありますが、事業年度のみ  
の措置である「特別償却」と比較して経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】

- ・ 数年間にわたってキャッシュに余裕が生まれる。
- ・ 計画的な資金活用が検討できる
- ・ 業績が良好である場合にメリットがあるが、悪い場合は赤字幅を増やし、負担が大きいデメリットがある。
- ・ 事業年度ごとの損益状況の変動が大きい事業者においては、特別償却の利用の方が、次年度以降の償却影響を小さく抑えることが可能。

等

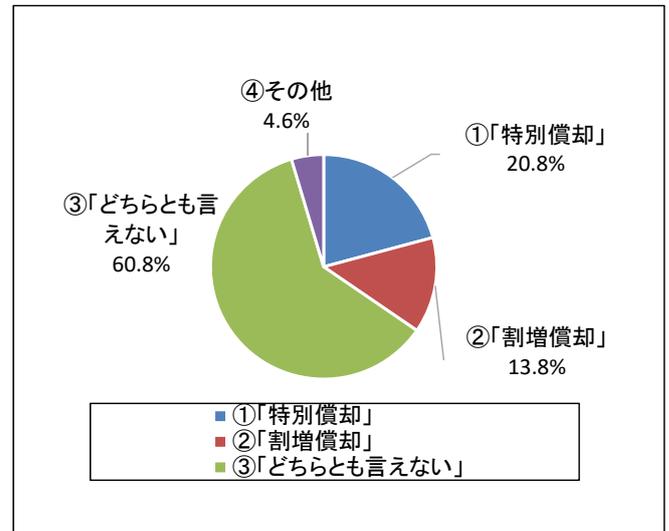
17

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（より有効な償却制度）

【問14】 過疎地域における事業用設備等にかかる優遇措置として、より活用ニーズが高まると考えられるのは、「特別償却」と「割増償却」のどちらと考えられますか。当てはまるものを選択してください。

【回答】240事業者が回答

- ① 「特別償却」 : 50事業所(20.8%)
- ② 「割増償却」 : 33事業所(13.8%)
- ③ 「どちらとも言えない」 : 146事業所(60.8%)
- ④ その他(税額控除等) : 11事業所(4.6%)



18

## 過疎地域における事業者アンケートの結果（その他制度改善要望）

【問15】 その他「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度について、改善要望等がありましたら御自由にお書きください。

【回答】

- ・ 取得価格の下限額が高いため、引き下げてほしい(想定している投資不明)
- ・ 建物及び附属設備の償却率を増やして欲しい
- ・ 課税免除の拡充を希望する
- ・ 建物及び附属設備を、複数年にわたり償却できるようにしてほしい
- ・ 事業用設備以外の投資でも適用出来る様にしてほしい

等

19